



4 氏名が変わったとき

結婚や養子縁組などにより氏名が変わったときは、「年金受給権者氏名変更届」（氏名変更届）を最寄の社会保険事務所に提出してください。

その際、「氏名変更届」の証明欄に市区町村長の証明を受けるか、または「氏名変更届」に戸籍の抄本か住民票を添付し、必ず「年金証書」を添えて提出してください。

なお、「氏名変更届」に住民票コードを記載したときには、市区町村長の証明は必要ありません。



3 年金証書をなくしたときなど

「年金証書」を汚したり、紛失したときは、「年金証書再交付申請書」を最寄の社会保険事務所に提出して、「年金証書」の再交付を受けてください。

「年金証書」は、年金を受け取る権利のあることを証明するものです。各種の届出や年金相談のときに必要になりますので、大切に保管しておきましょう。



2 誕生日が来たとき

社会保険庁では、住民基本台帳ネットワークを活用して、受給者の方々の現況確認を行うこととしたことから、原則として、これまで毎年提出が必要であった「現況届」の提出は不要となります。ただし、次の場合は、現況届またはその他の届が引き続き必要です。

- ① 住民基本台帳ネットワークを活用した現況確認が行えない方は、『現況届』
- ② 加給年金額を受けられている場合は『生計維持確認届』
- ③ 障害の程度の確認のために『診断書』の提出が必要なとき

※ 提出が必要な届出は、社会保険業務センターから受給者の方々へ送付されますので、提出期限までに返送してください。



もっと詳しく知りたいあなたのために

以上の手続きについて、詳しくは直方社会保険事務所(☎0949・22・0891)か、住民課住民年金係(☎65・3301)までお尋ね下さい。